瀬戸市土地区画整理事業助成条例施行規則をここに公布する。

令和元年９月３０日

瀬戸市長　伊 藤 保 徳

瀬戸市規則第２３号

# 瀬戸市土地区画整理事業助成条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、瀬戸市土地区画整理事業助成条例（令和元年瀬戸市条例第１９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第２条　条例第５条の規定による技術的援助の申請は、土地区画整理事業技術的援助申請書（第１号様式）によるものとする。

２　条例第７条第２項の規定による補助限度額の承認又は条例第７条第３項の規定による補助限度額の変更の承認の申請は、土地区画整理事業補助限度額承認申請書（第３号様式）によるものとする。

３　条例第８条の規定による補助金の交付申請は、土地区画整理事業補助金交付申請書（第５号様式）によるものとする。

（決定）

第３条　条例第６条の規定による技術的援助の決定は、土地区画整理事業技術的援助決定通知書（第２号様式）によるものとする。

２　条例第７条第２項の規定による補助限度額の承認又は条例第７条第３項の規定による補助限度額の変更の承認は、土地区画整理事業補助限度額承認通知書（第４号様式）によるものとする。

３　条例第９条の規定による補助金の交付決定は、土地区画整理事業補助金交付決定通知書（第６号様式）によるものとする。

（補助金額の控除）

第４条　条例第９条の規定による補助金の交付決定に当たり、組合が国又は県から別に補助金等の交付を受けるときは、当該補助金等の金額を控除した額を補助金交付決定額とする。

（公共施設の範囲）

第５条　条例別表に規定する公共施設とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

⑴　道路

⑵　公園及び緑地

⑶　河川、水路及び調整池

⑷　上水道

⑸　前各号に附帯する設備

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

（交付の請求）

第６条　条例第９条の規定による補助金の交付決定を受けた組合（以下「交付決定組合」という。）は、当該補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の完了の日から３０日以内又はその日の属する年度の３月３１日までのいずれか早い日までに、土地区画整理事業補助金請求書（第７号様式）に土地区画整理事業実績報告書（第８号様式）を添えて市長に提出するものとする。

２　市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、書類の内容が適正であることを確認し、補助金を交付しなければならない。

（概算払）

第７条　前条第１項の規定にかかわらず、交付決定組合が補助事業を行うため、市長が特に必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払

いにより請求することができる。ただし、この場合においては、補助事業の完了時に土地区画整理事業実績報告書を提出し、補助金を精算するものとする。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

第１号様式（第２条関係）

# 土地区画整理事業技術的援助申請書

年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

申請者　住　所

名　称

代表者名　　　　　　　　　　　印

土地区画整理事業を施行したいので、瀬戸市土地区画整理事業助成条例第５条の規定により、次のとおり技術的援助を申請します。

１　施行地区となるべき区域

２　施行地区となるべき区域の面積

３　仮同意状況

⑴　施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する者の人数及び宅地の地積

人数　　　　人　　　　　　　地積　　　　㎡

⑵　仮同意者の人数及び仮同意者の権利に係る宅地の地積

人数　　　　人（　　％）　　地積　　　　㎡（　　％）

第２号様式（第３条関係）

# 土地区画整理事業技術的援助決定通知書

年　　月　　日

様

瀬戸市長

年　　月　　日付けで提出された土地区画整理事業技術的援助申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

１　施行地区となるべき区域

２　施行地区となるべき区域の面積

３　技術的援助の可否　　　可　・　否

（備考）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第３号様式（第２条関係）

土地区画整理事業補助限度額承認申請書（第　回目）

年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

申請者　所在地

組合名

代表者名　　　　　　　　　印

土地区画整理事業の施行にあたり補助金の交付を受けたいので、瀬戸市土地区画整理事業助成条例第７条（第２項・第３項）の規定により、補助限度額を承認されたく、関係書類を添えて申請します。

１　事業の名称

２　補助限度額　　　　　　　　円

（添付書類）

⑴　土地区画整理法第１６条第１項に規定する事業計画書又は土地区画整理法第３９条第１項に規定する変更事業計画書

⑵　補助限度額算定表

第４号様式（第３条関係）

土地区画整理事業補助限度額承認通知書（第　回目）

年　　月　　日

様

瀬戸市長

年　　月　　日付けで提出された土地区画整理事業補助限度額承認申請について、次のとおり承認します。

１　事業の名称

２　補助限度額　　　　　　　　　円

（備考）

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第５号様式（第２条関係）

# 土地区画整理事業補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

申請者　所在地

組合名

代表者名　　　　　　　　印

補助金の交付を受けたいので、瀬戸市土地区画整理事業助成条例第８条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　事業の名称

２　補助金交付申請額　　　　　　　円

（添付書類）

事業実施計画書

第６号様式（第３条関係）

# 土地区画整理事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日

様

瀬戸市長

年　　月　　日付けで提出された土地区画整理事業補助金交付申請について、次のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

１　事業の名称

２　補助金交付決定額　　　　　　　　　円

(備考)

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第７号様式（第６条及び第７条関係）

# 土地区画整理事業補助金請求書

年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

申請者　所在地

組合名

代表者名　　　　　　　　　印

瀬戸市土地区画整理事業助成条例施行規則（第６条第１項・第７条）の規定により、次のとおり請求します。

１　事業の名称

２　今回請求額

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 | | | | | | | | | | | 円 |

（内訳）

交付決定額　　　　　　円

既受領額　　　　　　円

残額　　　　　　円

第８号様式（第６条及び第７条関係）

# 土地区画整理事業実績報告書

年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

申請者　所在地

組合名

代表者名　　　　　　　　　　　　印

年　　月　　日付け第　　　　号により補助金の交付決定を受けた事業について、完了したので関係図書を添えて報告します。

１　事業の名称

２　補助金交付決定額　　　　　　　　円